

道南ロイヤル病院 (介護予防) 通所リハビリテーション

(介護予防) 通所リハビリテーション運営規程

第1条 道南ロイヤル病院が行う(介護予防)通所リハビリテーションの事業(以下、「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 この規程は、道南ロイヤル病院 (介護予防) 通所リハビリテーションが行う通所リハビリテーションサービス(以下、「サービス」という。)の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業の従業者が、要介護又は要支援にある高齢者等(以下「要介護者等」という。)に対し、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法の必要なリハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 1. 事業の実施に当たっては、利用者である要介護者等の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
2. 事業所の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復及び日常生活の維持改善を図るものとする。
3. 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を実施する主たる事業所の名称、所在地及び定員は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 道南ロイヤル病院 (予防介護) 通所リハビリテーション
- (2) 所在地 久遠郡せたな町北檜山区北檜山322番地4
- (3) 定 員 30人(介護予防通所リハビリテーション事業所定員を含む)
1単位30人 2単位実施
① 9:30~11:30 ② 13:30~15:30

(事業所の職員の職種、員数及び職務内容)

(通所リハビリテーションと介護予防通所リハビリテーションを兼務)

第5条 事業所の従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 医 師 1人以上

医師は、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション従業者の管理、指導を行うとともに、利用者の病状に応じた医学的な管理を行う。

(2) 理学療法士又は作業療法士 2人以上

理学療法士等は、通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画を作成し、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを提供する。

(3) 看護職員、又は介護職員 1人以上

職員は、健康チェックを行い必要に応じ医師に報告、リハビリテーションに伴って必要な介助及び援助を行う。

(4) 管理栄養士 1人以上

栄養士は、給食の献立の作成、利用者の栄養指導、調理員の指導などを行う。

(5) 事務職員 5人以上

事務職員は、必要な事務を行う。

(6) 営繕及び運転手 2人以上

営繕及び運転手は必要な施設管理及び、運転を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

(1) 営業日：月曜日から土曜日

ただし、12月31日から1月3日を除く。

(2) 営業時間：8時30分から17時30分

(サービス提供の留意事項)

第7条 サービス提供にあたっての留意事項は、次の通りとする。

(1) サービスの提供にあたって、次条第1項に規定する通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立するよう、妥当適切に行う。

(2) サービスの提供にあたっては、親切丁寧に行うことを中心とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

(3) サービスの提供にあたっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。特に、認知症の状態にある要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービス提供が出来る体制を整える。

(4) サービスの提供にあたっては、利用者の送迎時に運転手のみでなく、必要に応じて補助員も送迎に同席し安全を確保する。

(通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画の作成)

- 第8条 1. 医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら通所リハビリテーションサービス提供に当たる従業者（以下「医師等の従業者」という。）は、診療又は運動機能検査、作業能力検査を基に、共同して利用者の心身の状況及び意向並びにその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標を達成するため、具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画を作成するものとする。
2. 医師等の従業者は通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画を作成した時は、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明するものとする。
3. 通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画の作成にあたっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合、その内容に沿って作成するものとする。
4. 医師等の従業者は、それぞれの利用者について、通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を説明し、診療記録に記載する。

(利用料及びその他の費用の額)

- 第9条 1. この事業を提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、（介護予防）通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
2. その他の費用として次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。
- （1）その他利用料（別紙参照）
3. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）をうけることとする。

(通常の事業の実施地域)

- 第10条 通常の事業の実施地域はせたな町、今金町を区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

- 第11条 利用に当たって、体調不良等の場合には、サービスの提供を中止することがある。

(緊急時における対応方法)

- 第12条 事業者は、現にサービスの提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、利用者の家族、保証人へ連絡するとともに、速やかに道南ロイヤル病院及び係りつけ医療機関の主治医に連絡をとる等必要な措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

- 第13条 事業所は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難救出その他必要な訓練を行うものとする。

(虐待の防止措置に関する事項)

第14条1 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待防止のため次の措置を講じる。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定

虐待防止に関する責任者

道南ロイヤル病院 リハビリテーション科 課長 中西 俊二

(2) 虐待を防止するための従業員に対する研修会の実施 年2回

(3) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(4) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所はサービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 1. 事業所は従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

(1) 採用時研修：隨時

(2) 繼続研修：年1回以上

2. 従業者は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3. 従業者であった者に職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するよう徹底する。

4. この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、医療法人財団明理会理事長と事業者の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規定は、平成30年8月1日から施行する。

この規定は、平成31年1月1日から施行する。

この規定は、平成31年4月1日から施行する。

この規定は、令和1年11月1日から施行する。

この規定は、令和2年7月1日から施行する。

この規定は、令和3年7月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

この規定は、令和7年8月1日から施行する。

この規定は、令和7年11月1日から施行する。